

地域雇用活性化推進事業企画書 採点基準

○配点合計を103点、加点合計を21点、減点合計を8点とし、各評価項目毎に採点を行う。なお、採択可能なボーダー一点は53点とする。

○採点基準は評価基準欄に記載されているものを除き、「A：特に優れている、B：優れている、C普通、D：やや不十分、E：不十分」とする。

○★の付されている項目は機械的に算出される項目。

評価項目	評価基準	配点 (加点含む)	配点				
			A	B	C	D	E
1. 地域課題、事業コンセプト		15(26)					
(1) 事業の目的、趣旨	本事業の目的及び趣旨について正しく理解し、仕様書に示す基本的な考え方に沿って的確に提案がなされているか (地域独自の雇用創造に資する取組と、本事業による取組とを一体的に実施する内容となっているか)		3				失格
(2) 地域課題、事業コンセプト	地域課題・地域資源が明確化され、それを踏まえた創意工夫ある事業コンセプトとなっているか。		12	10	6	3	0
(3) 前回事業からの改善状況（応募年度の前年度に前回採択事業を実施している地域）	前回採択事業における取組結果の検証と、それを踏まえた事業構想の改善（継続する取組の改善のほか、新たに生じた地域課題等に対応する新規の取組の提案を含む）を行っているか。 ※以下のとおり改善状況に応じて減点する（最大-8点）。 0 -1 -2 -3 -4 -5 -6 -7 -8 改善が十分である 一定程度改善が見られるが、十分ではない 改善が不十分である	減点項目	0点 ～ －8点				
★(4) 地域要件（雇用機会不足地域・重大災害被災地域）	下記のいずれかに該当するか（注1） A「雇用機会不足地域の要件（注2）に該当」又は「最近3年間又は1年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率が1倍未満」 B 重大な災害の被害を受けた地域の要件（注3）に該当するか	加点項目	5	3			
★(5) 地域要件（新規実施地域）	事業提案する協議会において、令和元年度以降、協議会構成員として活性化事業を実施したことがない市町村を含んでいる。 A 該当する B 該当しない	加点項目	4	0			
★(6) 地域要件（広域実施地域）	2以上の市町村（市町村合併が予定されている市町村のみの場合は除く）を構成員として事業提案する協議会（以下「広域実施地域」という。）において、令和元年度以降、広域実施地域として活性化事業を実施したことがない市町村を含んでいる。 A 該当する B 該当しない	加点項目	2	0			
2. 事業内容		46					
(1) 事業所の魅力向上、事業拡大の取組 構想書別紙4関連項目	事業所の魅力向上、事業拡大の取組の内容は地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか (アウトプット目標達成手段も含む)		12	10	6	3	0
(2) 人材育成の取組 構想書別紙5関連項目	人材育成の取組の内容は地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか (アウトプット目標達成手段も含む)		12	10	6	3	0
(3) 就職促進の取組 構想書別紙6関連項目	就職促進の取組の内容は地域の課題解決に資する効果的なものとなっているか (アウトプット目標達成手段も含む)		12	10	6	3	0
(4) 各取組の整合性と連動性 構想書別紙4、5、6関連項目	各取組の組み合わせは事業の柱及び重点分野と整合性がとれており、地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか		10	8	5	2	0
3. 実施体制		10					
(1) 実施体制 構想書別紙3関連項目	実施体制が適切なものとなっているか (事業を効果的に実施する上で、協議会の構成、実施主体の事業運営に係る人員体制や牽制体制が適切なものとなっているか等)		10	8	5	2	0
4. アウトカム目標及び費用対効果		26					
★(1) アウトカム目標（重複排除）の地域内就業人口への寄与度 構想書別紙1関連項目	アウトカム目標（重複排除）の就業人口（注5）への寄与度 A 2. 0%以上 B 1. 0%以上2. 0%未満 C 0. 5%以上1. 0%未満 D 0. 1%以上0. 5%未満 E 0. 1%未満		6	5	3	1	0
(2) アウトカム目標の期待度 構想書別紙1関連項目	事業構想全体から総合的に判断してアウトカム目標の達成が期待できるか		12	10	6	3	0

★	(3) アウトカム目標（重複排除） 1人あたりの経費 構想書別紙1、様式第3号関連項目	アウトカム目標（重複排除）1人当たりの経費 A 40万円未満 B 40万円以上60万円未満 C 60万円以上80万円未満 D 80万円以上100万円以下 E 100万円超	8	6	4	2	失格
5. 地域の取組		6(9)					
	(1) 地域の取組の有効性 構想書別紙2、7、8、9関連項目	活性化事業と地域独自の取組の連携による効果が期待できるか	6	5	3	1	0
★	(2) 地域再生計画の連携施策等 構想書別紙2、7、8関連項目	①地域雇用活性化推進事業の実施を盛り込んだ地域再生計画の認定を受けている又は事業開始予定日までに受ける予定である ②地域再生法第5章の特別の措置を適用して行う事業又は地域雇用活性化推進事業以外の地域再生基本方針に基づく支援措置を実施している ③地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置（地域未来投資促進法に係る支援措置等）を実施している のいずれかが該当するか A ①～③のいずれも該当している B ①～③のうち2つが該当している C ①～③のうち1つが該当している D いずれも該当しない	3	2	1	0	
6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（注5、注6）		(7)					
★	(1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）等	下記のいずれかに該当するか A プラチナえるぼし（注7） B えるぼし3段階目（認定基準5つすべてが○となっている）（注8） C えるぼし2段階目（認定基準5つのうち、3～4つが○となっている）（注8） D えるぼし1段階目（認定基準5つのうち、1～2つが○となっている）（注8） E 行動計画を策定している（注9）	7	6	5	3	1
★	(2) 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業）等	下記のいずれかに該当するか A プラチナくるみん（注10） B くるみん（令和7年4月1日以降の基準）（注11）、くるみん（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準）（注12）、トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）（注13） C くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（注14）、トライくるみん（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準）（注15） D くるみん（平成29年3月31日までの基準）（注16） E 行動計画（令和7年4月1日以後の基準）（注9）（注17）	7	5	4	3	1
★	(3) 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	下記に該当するか A ユースエールの認定を受けている	5				

注1 複数の地域要件に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。なお、該当しない場合は加点されない。

注2 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)で定める同意自発雇用創造地域

注3 重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が指定する地域

注4 直近(令和2年度)の国勢調査

注5 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。なお、該当しない(認定を受けていない)場合は加点されない。

注6 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する

注7 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

注8 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

注9 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

注10 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

注11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定

注12 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定(ただし、注14及び注16の認定を除く。)

注13 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

注14 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定(ただし、注16の認定を除く。)

注15 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

注16 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

注17 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの